平成２４年（フ）第７号
高知市一宮徳谷11番５号　ニューサンライズ205号
債務者　中越　貞朱
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２８号
福岡県田川郡糸田町2438番地１
債務者　松岡みどり
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第９号
福岡県田川郡川崎町大字池尻178番地
債務者　山室　菊子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第６号
佐賀県唐津市山本2132番地31
債務者　栗田よし江
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第５４２号
大分県津久見市大字上青江4934番地
債務者　大村美紀子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５６８号
大分市萩原４丁目11番24号ジョイ85―306
債務者　池田　　博
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６号
宮崎県西都市大字右松1122番地２
債務者　米良　優子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０号
宮崎県日向市大字財光寺5316番地２
債務者　北原　　忠
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第４号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目14番16号トラッド国分Ａ101
債務者　藏元　愛里（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第５号
鹿児島県曽於市末吉町二之方2932番地３
債務者　水流　直哉
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第２４２号
神戸市西区南別府１丁目18―11　パールハイツ203、住民票上の住所兵庫県明石市小久保６丁目７番地の16　プレステージ西明石Ⅵ―204号
債務者　司冷設こと　溝手　伸司
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３６６号
神戸市西区井吹台西町１丁目２番地　１―210号
債務者　吉田　千穂
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
兵庫県明石市大久保町松陰90番地の９
債務者　米谷　伝一
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
兵庫県明石市大久保町大窪1526番地の４、旧住所神戸市須磨区大手町３丁目２番４号
債務者　髙﨑　智子（旧姓池澤）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
兵庫県明石市藤が丘２丁目36番１号　明石市立さざなみ園、旧住所兵庫県明石市大久保町大窪2124番地の３　レオパレスセラフⅠ108号
債務者　辻村　百香（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１号
福島県いわき市小名浜西君ケ塚町13番地の６、前住所福島県いわき市植田町南町１丁目３番地の10　ＯｎｅＳｔｅｐ101
債務者　植田　和孝
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第９号
富山市公文名38番地12　市営住宅１棟403号
債務者　永森　　茂
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
富山地方裁判所民事部